

京都市告示第 319 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年9月14日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
鏡石通	北区衣笠開キ町195番地の2地先から 同区大北山鏡石町1番地の39地先まで	旧	メートル 35.80	5.40 ～メートル 6.10
		新	35.80	5.82 ～ 6.05
岩倉46号線	左京区岩倉村松町79番地地先から 同町141番地地先まで	旧	36.40	2.64 ～ 3.60
		新	36.40	4.00 ～ 6.53
松尾御陵緯17号線	西京区御陵池ノ谷4番地の5地先内	旧	65.10	2.36
		新	65.10	2.94 ～ 2.99
深草経58号線	伏見区深草大亀谷東久宝寺町28番地の4地先から 同町19番地の1地先まで	旧	46.50	1.10 ～ 2.70
		新	46.50	6.26 ～ 10.70

(建設局道路部道路明示課)